

# 鎌ヶ谷市国民保護計画の概要

## 第1編 総則

### 第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

#### 1 市の責務

武力攻撃事態等において、「国民保護法」、「国民の保護に関する基本指針」及び「千葉県国民保護計画」を踏まえ、「鎌ヶ谷市国民保護計画」により、国民の協力を得つつ、関係機関と相互に連携協力して国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

#### 2 市国民保護計画の目的

武力攻撃事態等における住民の避難や避難住民等の救援、武力攻撃災害対処等を定め、住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済への影響を最小とすることを目的とします。

#### 3 市国民保護計画の位置付け

国民保護法第35条の規定に基づき当計画を作成します。

#### 4 市国民保護計画の特色

計画の特色を記載します。

#### 5 市国民保護計画に定める事項

国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めます。

#### 6 市国民保護計画の構成等

第1編 総則 態等への対処	第2編 平素からの備えや予防 第4編 復旧等	第3編 武力攻撃事 態への対処 第5編 緊急対処事態への対処
------------------	---------------------------	--------------------------------------

#### 7 市国民保護計画の見直し等

国の国民保護措置の研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置の訓練の検証結果等を踏まえ、見直しを行います。

### 第2章 国民保護措置の基本方針(配慮事項)

①基本的人權の尊重	②国民の権利利益の迅速な救済	③国民に対する情報提供	④関係機関相互の連携協力	⑤国民の協力	⑥高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	⑦指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	⑧安全の確保	⑨外国人への国民保護措置の適用
-----------	----------------	-------------	--------------	--------	-----------------------------	--------------------------	--------	-----------------

### 第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等〔図1〕

関係機関の国民保護に関する業務の全体像を示すとともに、市が実施する事務又は業務の大綱を定めます。

①国民保護計画の作成	②国民保護協議会の設置・運営	③対策本部の設置・運営	④組織の整備・訓練	⑤国民保護措置の実施等
------------	----------------	-------------	-----------	-------------

## 第4章 市の地理的・社会的な特徴

国民保護措置の実施に当り、考慮しておくべき市の地理的・社会的な特徴を示します。

- 位置      ○地形      ○気候      ○人口状況      ○道路の位置等
- 鉄道の位置等      ○自衛隊施設      ○本市における留意事項

### 《主な特徴》

- ・人口10万人を擁し、首都東京に近郊の都市
- ・鉄道4線が交差する県北西部の広域交流拠点都市
- ・市の北東部に海上自衛隊下総航空基地、北西部に陸上自衛隊松戸駐屯地の自衛隊施設

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画が想定されている武力攻撃事態4類型と、緊急対処事態4類型を対象とします。また、それぞれの類型においてNBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮します。

### 1 武力攻撃事態

- ①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃

### 2 緊急対処事態

- 対象による分類：①危険物質を有する施設の攻撃 ②多数の人が集まる施設の攻撃
- 手段による分類：①多数の人を殺傷する物質使用攻撃 ②交通機関を手段に用いた攻撃

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

国民保護措置の組織・体制、職員配置整備のため、次のとおり定めます。

#### 1 市における組織・体制の整備等

平素からの準備のための各部局の業務、初動体制や職員参集基準を定めます。また、市危機管理指針との整合性を確保します。

#### 2 関係機関との連携体制の整備等

県や近隣市、指定公共機関等との連携体制を整備します。

- 防災の連携体制の活用
- 近隣市との連携や事業者の協力が得られるよう既存の協定等の見直し
- 他に関連する計画との整合性の確保
- 自主防災組織やボランティア団体等の協力が得られるための活動への支援

### 3 通信の確保

非常通信体制を整備し、情報伝達網や非常用電源を確保し、情報収集連絡体制を整備します。

### 4 情報収集・提供等の体制整備

防災行政無線の整備や関係団体等との協力関係の構築等、警報や避難指示の伝達体制を整備します。多数の者が利用・居住する施設は県との役割分担をします。被災情報や安否情報を収集・整理し、迅速かつ的確に情報提供する体制を整備します。

《情報伝達の際、配慮する施設》

○福祉施設、学校、病院、駅、大規模集客施設等

### 5 研修及び訓練

研修等により職員の国民保護措置に必要な知識の習得に努め、行動や判断を伴う訓練により、国民保護対処能力の向上を図ります。

《訓練の際、留意する事項》

- 国民保護措置と防災措置との間で相互に応用できるものは有機的に連携
- 住民に訓練参加の協力を求める上から、参加が容易になるよう配慮
- 高齢者や障がい者等の訓練参加には、的確な対応が図られるよう留意

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

避難住民の誘導が迅速に行えるよう住宅地図など基礎的資料の準備をします。また、関係機関との連携・協力体制の確保を図ります。

《把握整理すべき基礎的資料》

- 住宅地図
- 区域内の道路網のリスト
- 避難施設（規模）のリスト
- 運送事業者（鉄道、バス等）の輸送力（鉄道網、バス網、保有車両数）リスト
- 備蓄物資等のリスト（物資の所在、数量）
- 生活関連等施設リスト等

### 2 避難実施要領のひな型の作成

避難誘導の際に策定する避難実施要領は、予め複数のひな型を作成します。この場合、高齢者や障がい者、乳幼児等の避難方法や交通事情に配慮します。

### 3 救援に関する基本的事項

市が行う救援内容について、予め県と調整し明らかにし、県と連携の救援事務に必要な資料を準備し、避難の平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保します。

#### 4 運送事業者の輸送力等の把握

避難住民や緊急物資等の運送を円滑に行えるよう、平素から運送事業者の輸送力や輸送施設の把握に努めます。

- 輸送力情報：保有車輛数、定員。本社・支社の所在、連絡先など
- 輸送施設情報：道路(路線名・起点終点・車線数等)、鉄道など

#### 5 避難施設指定の協力

避難施設は、県が指定するため、市は避難施設情報を提供するなど指定に協力します。

#### 6 生活関連等施設の把握等

生活関連等施設(電気・ガス・水道施設や危険物質の取扱所等)の情報を把握し、連絡体制を整備します。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、施設の整備

#### 1 市における備蓄

国民保護措置に必要な物資・資材の備蓄は、防災のための備蓄と相互に兼ねることとし、化学防護服等については、国が整備促進します。新たに必要となるものについては、県及び関係機関の整備状況等を踏まえ、備蓄・調達に努めます。

#### 2 市が管理する施設・設備

国民保護措置の実施を念頭に置き、管理する施設・設備の整備や点検をします。

### 第4章 国民保護に関する啓発

国民保護についての正しい知識や武力攻撃事態等における適切な行動に関して、広報誌やパンフレット、インターネット等を活用して啓発に努めます。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動体制〔図2〕の迅速な確立

- 突然の事案発生の場合、事態認定前の市における体制(市危機管理指針の初動体制を整備)、情報収集や関係機関への連絡などの初動措置
- 事態認定後から市対策本部設置までの市の体制
- 武力攻撃事態等の兆候の連絡があった場合の対応等

### 第2章 市対策本部の設置等

- 市対策本部設置手順
- 対策本部を設置すべき市の指定要請
- 市対策本部の組織・運営
- 市対策本部長の権限
- 通信手段の確保等

### 第3章 関係機関相互の連携

県の対策本部等と連携し、国や指定公共機関への国民保護措置の実施要請や国民保護措置を行う自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等を行います。また、自治会や自主防災組織の避難誘導への協力、ボランティアの受入れ等については安全を確保し、必要な支援や体制の確保に努めます。

避難誘導や救援の措置を行うために必要がある場合は、住民に対し必要な援助の協力を要請します。この場合、安全の確保に十分に配慮します。

### 第4章 国民の権利利益の救済に係る手続

国民保護措置の実施に伴う損失補償、不服申立てなどの国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、問い合わせ等に対応する総合的な窓口を開設します。

### 第5章 警報及び避難の指示等

#### 1 警報の伝達等〔図3〕

国の対策本部長から警報が発令され、県から警報の内容の通知を受けた場合は、予め定めた伝達方法により、住民や関係団体に警報の内容を伝達します。その場合、高齢者・障がい者等への伝達に配慮します。緊急通報時も同様とします。

##### 〈伝達方法〉

- 武力攻撃が迫り又は発生した地域に本市が含まれる場合
  - ・防災行政無線で国が定めたサイレンを鳴らして注意喚起後、警報発令の事実を周知
- 武力攻撃が迫り又は発生した地域に本市が含まれない(危険が及ばない)場合
  - ・サイレンは原則として使用しない。防災行政無線等により周知

#### 2 避難住民の誘導等〔図4〕

知事が適切に避難指示を行えるよう被災情報等を迅速に県に提供します。県から避難指示の通知を受けた場合は、警報の伝達方法に準じて住民等に伝達します。

①避難指示の通知を受けた場合、避難実施要領のひな形を参考に、迅速に避難実施要領を策定します。

- 避難実施要領の法定事項(避難経路や避難方法、誘導方法、職員配置等)
- 避難実施要領策定の際の考慮事項(事態の状況把握、避難住民や誘導把握等)
- 自衛隊と道路等の利用が競合する場合の調整(自衛隊と住民行動の交錯)
- 避難実施要領策定後のその内容の住民や団体への的確な伝達等

②避難住民の誘導は、避難指示に基づき、避難経路や手段、職員配置等を避難実施要領に定めた上で実施します。武力攻撃の規模や避難の時間的余裕により、避難形態が異なることから、それに応じて適切に誘導します。

#### 《避難誘導の具体的事項》

- 自治会、学校、事業所等を単位として避難先まで誘導
- 消防、警察の協力を得つつ、情報の共有により誘導現場の調整の円滑化
- 自治会や自主防災組織などに避難住民の誘導の協力の要請
- 避難住民に必要な情報を適時適切に提供し、食品や飲料水を供給
- 高齢者、障がい者、乳幼児等の避難に配慮し、残留者への対応
- 物資等が不足の場合、県への支援要請。避難住民を運送する場合、運送事業者の指定(地方)公共機関に運送の求め

### 第6章 救援〔図5〕

県や関係機関と連携を図り、避難住民や被災者に対し、避難所の開設・運営、食品・飲料水・生活必需品等の供給、医療の提供、電話等の通信設備の提供、学用品の給与等の救援をします。県から事務委任を受けた場合、日本赤十字社等と連携し救援を実施するとともに、必要に応じて県に要請します。

### 第7章 安否情報の収集・提供

避難所の安否情報を収集・整理し県に報告します。また、安否情報の提供窓口を設置し、個人情報の保護に留意しつつ、住民等の照会に速やかに応じます。

外国人の安否情報の収集・提供について、日本赤十字社に協力します。

### 第8章 武力攻撃災害への対処〔図6〕

#### 1 武力攻撃災害への対処

災害現場の通常対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の職員の安全確保に留意しつつ、他の機関との連携の下で行います。また、武力攻撃災害の発生のおそれや対処の必要な時は、知事にその旨を通知します。

#### 2 応急措置等

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある緊急な場合、屋外又は屋内への退避の指示、警戒区域の設定、設備や物件の除去、消火、救助・救急については、消防や医療機関と連携した活動をします。

#### 3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設の安全に関する必要な情報の収集や、その施設管理者からの支援の求めがあった場合、消防機関は支援を行います。危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止のため、その取扱者に措置を講じさせるとともに、必要に応じて警備強化や、その管理状況の報告を求めます。

#### 4 NBC攻撃災害への対処等

国の対処基本方針を踏まえ、対処現場の初動応急措置を実施し、汚染原因に応じた対応をします。N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器

## 第9章 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した日時、場所、地域、人的・物的被害の状況等の被災情報を収集し、県に報告します。その場合、消防や警察署等と連携を密にし、適宜報告します。

### 第10章 保健衛生の確保その他の措置

避難先地域における避難住民等の状況を把握し、その状況に応じて保健衛生の確保を図ります。廃棄物については、環境大臣が定める基準により、適切に処分します。

### 第11章 国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定については、県等の関係機関が行う措置に協力します。被災児童には教育に支障がないよう対応し、市税の減免、水の安定供給、市道の適切な管理により生活基盤を確保します。

### 第12章 特殊標章等の交付と管理

国の運用のガイドラインにより職員等に対し、特殊標章を交付し使用させます。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

○市が管理する施設等の緊急点検 ○通信機器の応急復旧 ○県への支援要請

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

- 本格的な復旧は国が示す対処方針や所要の法整備の後、これらに従って県と連携して実施
- 市の施設や設備が被災した場合、被災状況や周辺地域の状況を勘案し迅速な復旧

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 国民保護措置に要した費用で市が支弁したものは、国に対し負担金を請求
- 国民保護措置の実施に際して、損失や損害を与えた場合、法令の定める手続きに従い補償

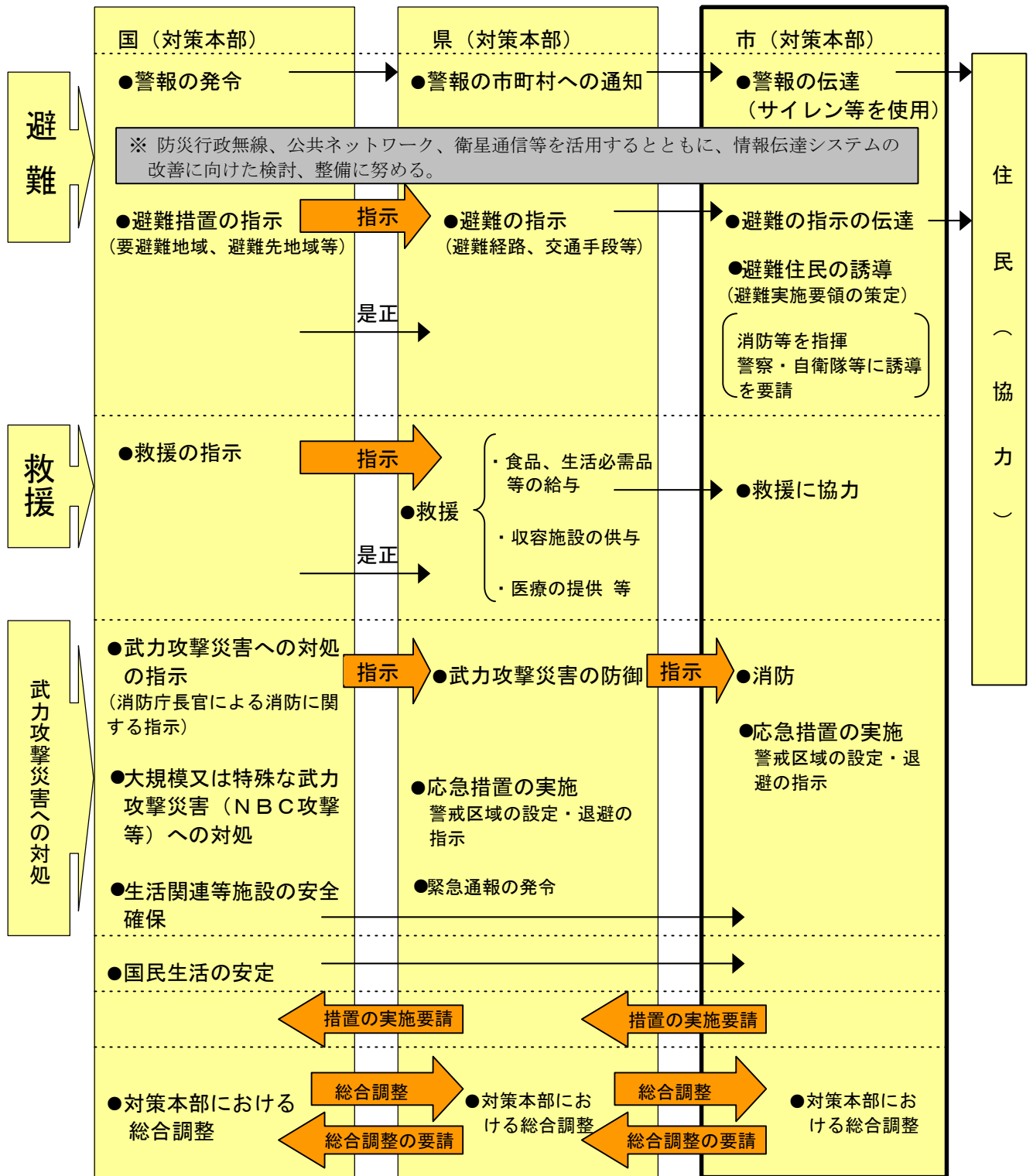
## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態への対処は、原則として武力攻撃事態等への対処に準じます。

図1 国民保護措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携



図2 市の初動体制

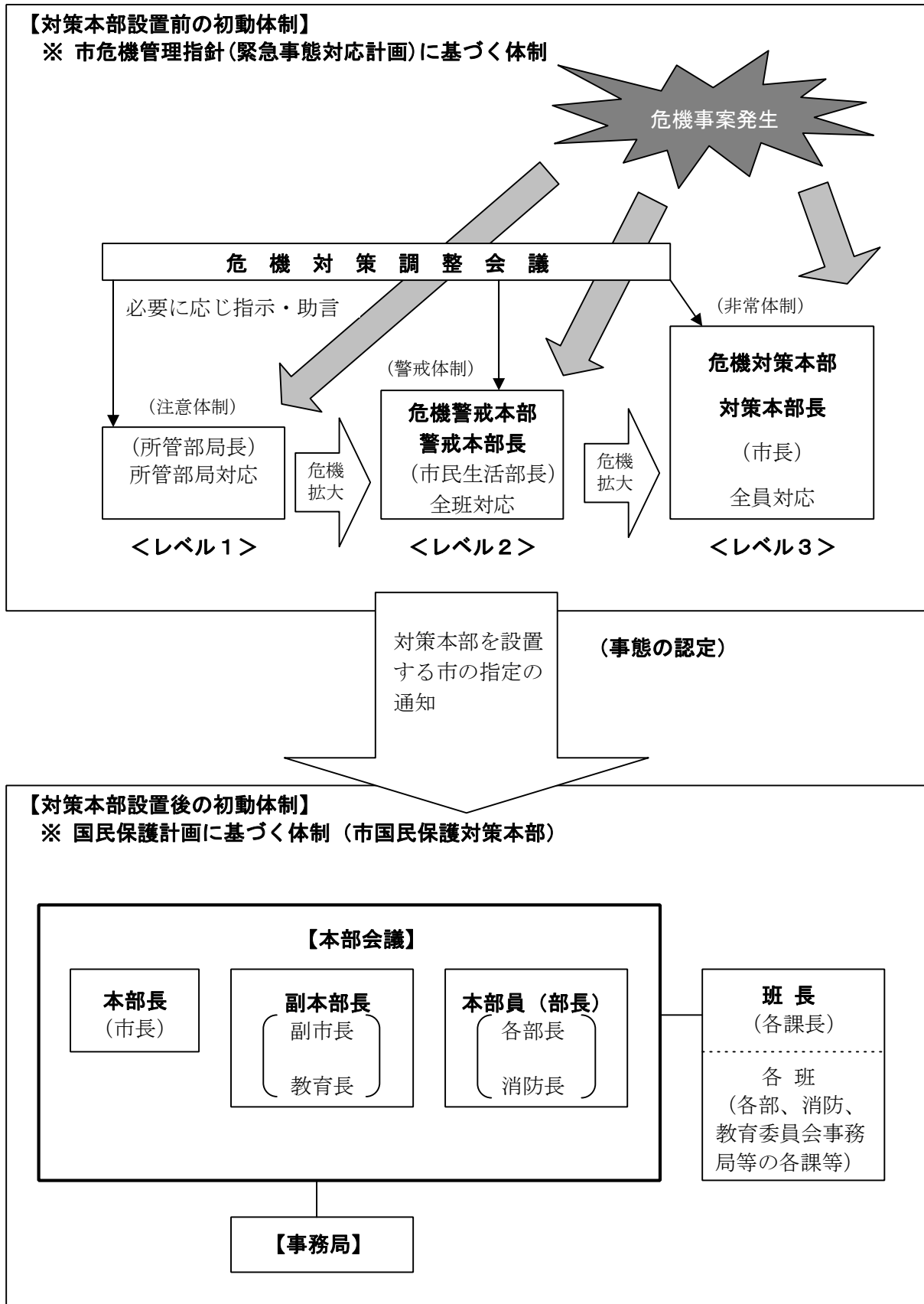


図3 警報の伝達

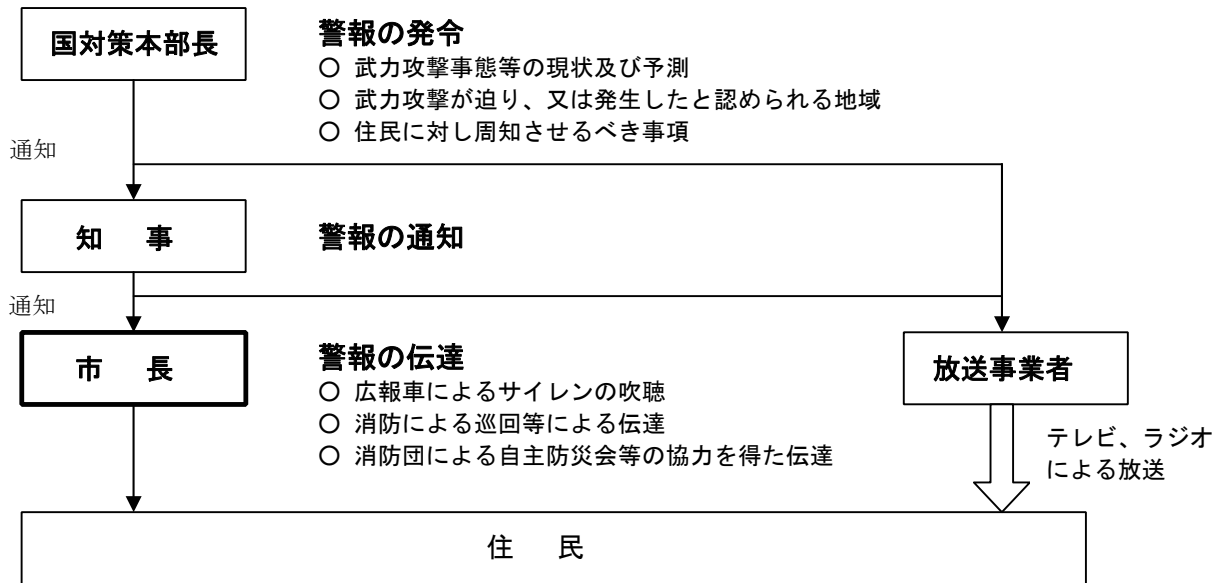
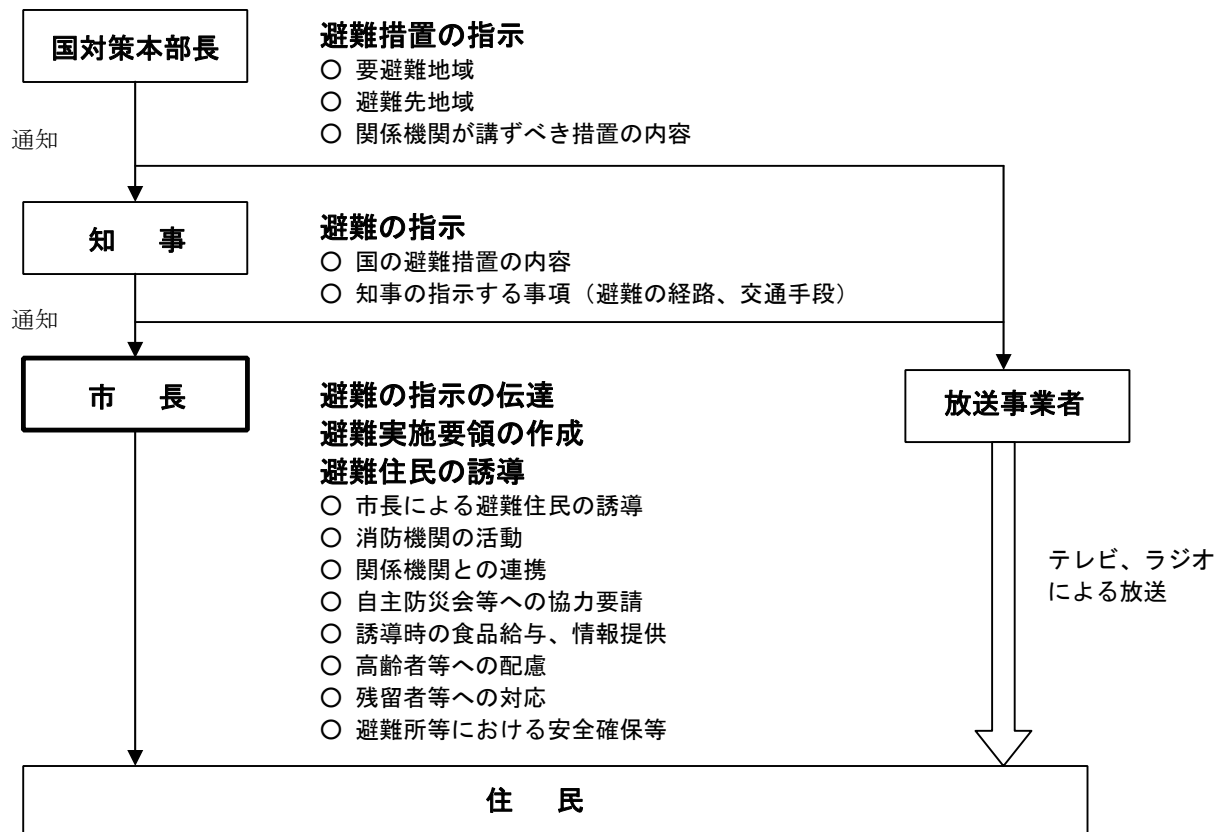
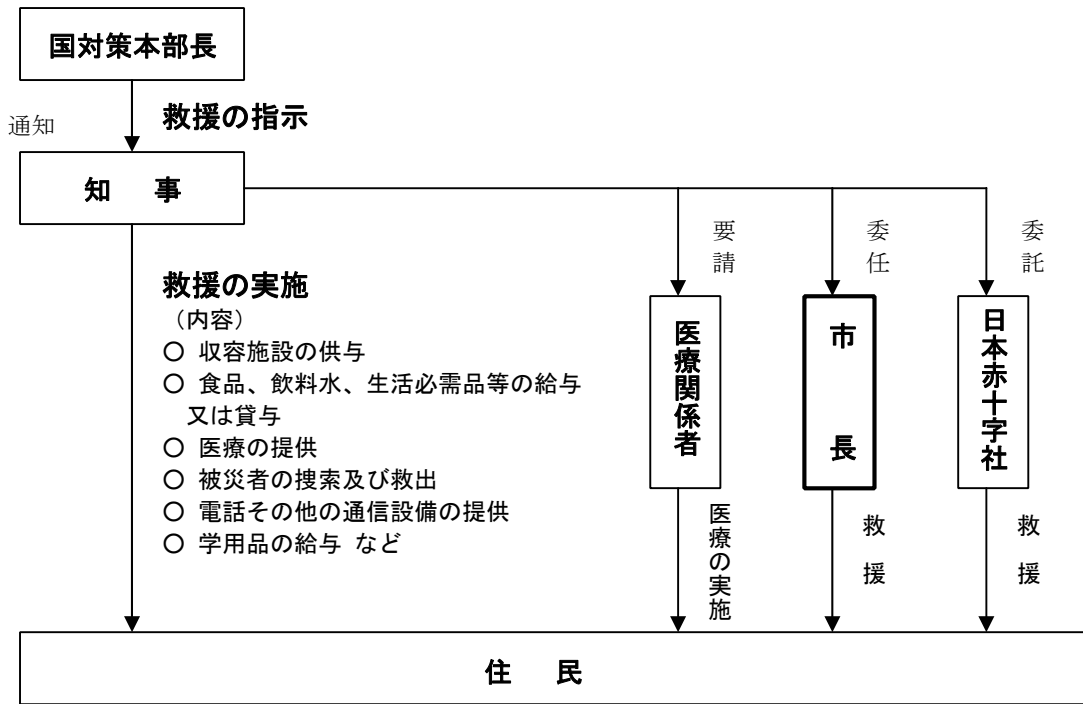


図4 避難の指示から誘導



**図5 救 援**



**図6 武力攻撃災害への対処**

